

## 65歳以上の定年延長や定年制を廃止する企業に

**最大160万円**の奨励金が！

就業規則作成から受給手続きまで責任もって代行させていただきます！

### 中小企業定年引上げ等奨励金とは？

高齢者雇用確保のため、2013年までに65歳以上の定年の引上げ、定年の定め廃止等の措置が義務づけられています。この高齢者雇用確保措置の導入を支援するため、常用被保険者300人以下の事業主が、労働協約や就業規則で65歳以上への定年の引上げ、または定年の定め廃止を実施した場合に、その経費として一定額が支給されます。また、70歳以上への定年の引上げ又は、定年の定め廃止を実施した場合は上乗せ支給もあります。

#### 【受給資格】

◆雇用保険に加入1年以上の事業主であれば…

- ・常用被保険者が300人以下であること
- ・高齢法第8条又は第9条に違反がないこと
- ・60歳以上の雇用保険被保険者(1年以上加入)がいること

◆1年以内に設立された新規法人や創業者であれば…

- ・常用被保険者が300人以下であること
- ・雇用する60歳以上の常用被保険者が3人以上で、かつ全体の1/4以上  
支給申請日前日において、55歳以上の常用被保険者が全体の1/2以上であること
- ・高齢法第8条又は第9条に違反がないこと

※ なお、現在の就業規則等が助成金の対象となるかどうか事前にご相談ください



#### 【受給できる額】

企業規模	65歳以上に定年を引き上げ	70歳以上に定年を引き上げ 又は定年の定め廃止
1人～9人	40万円	80万円
10人～99人	60万円	120万円
100人～1000人	80万円	160万円

<留意点> 「継続雇用定着促進助成金」の支給を過去に受けている場合は、受給できません。

但し、上乗せ額の未受給できる場合がありますのでご相談ください。



お問い合わせはこちら

**北島社会保険労務士事務所**

〒177-0041 東京都練馬区石神井町 2-13-17 龍英ビル 3F  
TEL 03-3995-3661 FAX 03-3995-4568